○柏市自転車等放置防止条例施行規則

昭和59年1月10日
規則第1号
〔注〕平成7年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条　この規則は，柏市自転車等放置防止条例(昭和58年柏市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

(柏市自転車等駐車対策協議会の委員)

第1条の2　条例第6条第1項の規定により設置する柏市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1)　関係行政機関の職員
(2)　関係交通機関の職員
(3)　公共的団体等の代表者
(4)　商業団体の代表者
(5)　その他市長が必要と認める者

(平8規則20・追加)

(守秘義務)

第1条の3　協議会の委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

(平8規則20・追加)

(会議の運営等)

第1条の4　協議会の議事及び運営に関し必要な事項は，協議会の会長が協議会に諮って定める。

(平8規則20・追加)

(自転車等放置禁止区域標識の設置)

第2条　市長は，条例第7条第1項の規定により自転車等放置禁止区域(以下「禁止区域」という。)を指定したときは，当該禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識を設置するものとする。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

(撤去の通告等)

第3条　市長は，条例第9条第1項又は第2項の規定により自転車等を撤去する場合は，あらかじめ当該自転車等に撤去通告書を付けて，撤去することを通告するものとする。

2　条例第9条第2項に規定する相当の期間とは，7日以上とする。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

(引取りの通知等)

第4条　市長は，条例第9条第3項の規定により自転車等を保管したときは，保管台帳に当該自転車等の特徴等を記載するものとする。

2　条例第10条第1項の規定による通知は，引取通知書により行うものとする。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

(自転車等の返還)

第5条　条例第9条第3項の規定により保管した自転車等の所有者又は利用者が当該自転車等の返還を受けようとするときは，返還願を市長に提出しなければならない。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

第6条から第13条まで　削除

(平15規則61)

(店舗面積)

第14条　条例第14条第3項に規定する規則に定める店舗面積とは，別表に掲げるとおりとする。

(商業地域等の内外にわたる施設に係る駐輪場の設置)

第15条　条例第14条及び第15条に掲げる施設が商業地域及び近隣商業地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたるときは，当該施設のうち当該これらの地域として指定されていない区域に存する部分を存しないものとみなして条例第14条及び第15条の規定を適用する。

(平8規則20・一部改正)

第16条　削除

(平27規則75)

(駐輪場の構造及び設備)

第17条　条例第14条及び第15条の規定により設置する駐輪場の構造及び設備の基準は，次に掲げる技術的基準のとおりとする。

(1)　施設の上層階，地下その他の利用しにくい位置への設置を避けること。

(2)　自転車等1台当たりの駐車の用に供する部分(以下「駐車区画」という。)の規模は，幅0.5メートル以上，奥行き1.8メートル以上とすること。
(3)　区画線の設置その他の方法により，駐車区画と駐輪場内の通路(以下「場内通路」という。)を明確に区分すること。
(4)　場内通路及び駐輪場の出入口から道路に通じる通路の幅員は，1.5メートル以上とすること。
(5)　駐輪場の位置及び当該駐輪場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

(平7規則21・平8規則20・平27規則75・一部改正)

(駐輪場の設置の届出)

第18条　条例第16条第1項に規定する駐輪場の設置の届出は，建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請書を提出しようとする日の30日前までに駐輪場設置届出書により行わなければならない。届出事項の変更(建築確認申請の伴わないものを除く。)の場合も同様とする。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

(立入検査証)

第19条　条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は，立入検査証とする。

(平7規則21・一部改正)

(勧告)

第20条　条例第19条に規定する勧告は，勧告書により行うものとする。

(平7規則21・平8規則20・一部改正)

(意見を述べる機会の付与)

第21条　柏市行政手続条例(平成8年柏市条例第1号。以下「手続条例」という。)第27条，第28条並びに第29条において準用する第15条第3項及び第16条の規定は，条例第20条の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。この場合において，手続条例第27条中「行政庁」とあるのは「市長」と，「弁明書」とあるのは「意見書」と，同条例第28条中「行政庁」とあるのは「市長」と，「弁明書」とあるのは「意見書」と，「不利益処分」とあるのは「公表」と，同条例第29条において準用する同条例第15条第3項及び第16条第4項中「行政庁」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(平8規則20・全改)

(補則)

第22条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は，昭和59年4月1日から施行する。ただし，第1条，第7条から第11条まで及び第22条の規定は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に，条例第14条又は第15条に規定する施設で建築確認通知書の交付又は建築確認申請書の受理がなされたものについては，第14条から第21条までの規定は適用しない。

3　第19条の規定の適用については，条例第14条又は第15条に規定する施設で建築確認申請書を提出しようとする日が施行日から30日未満のものにあつては，第19条中「建築確認申請書を提出しようとする日の30日前までに」とあるのは「建築確認申請書を提出する前に」と読替えるものとする。

附　則(平成元年規則第1号)

この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成7年規則第21号)

この規則は，公布の日から施行する。

附　則(平成8年規則第20号)

(施行期日)

1　この規則は，平成8年4月1日から施行する。ただし，第20条及び第21条の改正規定は平成8年10月1日から，第8条の2の改正規定，第9条及び第10条の改正規定中レンタサイクルに関する部分，第10条の2の改正規定，第11条の2の改正規定中レンタサイクルに関する部分並びに第11条の3の改正規定は，柏市自転車放置防止条例の一部を改正する条例(平成8年柏市条例第10号)附則第1項ただし書に規定する部分の施行の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の柏市自転車放置防止条例施行規則第8条第2項の規定により交付された自転車駐車場利用登録許可証及び登録証は，この規則による改正後の柏市自転車等放置防止条例施行規則第8条第2項の規定により交付された定期利用登録許可証及び登録証とみなす。

附　則(平成15年規則第61号抄)

(施行期日)

1　この規則は，平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成27年規則第75号)

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

別表(第14条)

(平27規則75・一部改正)

施設の用途	店舗面積
百貨店，スーパーマーケツトその他の小売店舗	売場，売場間の通路，ショーウインド，ショールーム，承り所，物品加工修理場等の床面積
銀行その他の金融機関	銀行室，一般応接室，ショーウインド等の床面積
遊技場	遊技室，景品交換所等の床面積
学習塾，文化教室その他これらに類するもの	教室，実習室等の床面積
飲食店その他これらに類するもの	食堂，調理室，ショーウインド等の床面積
病院その他これらに類するもの	待合室，診療室，処置室，ロビー等の床面積